

3 産業対策

(1) 経緯と背景

阪神・淡路大震災の直接被害額は、推計で9兆9,268億円にも達した。数多くの工場、オフィス、商業施設等が被災しただけでなく、操業停止せざるを得なかった事業者も多く、復旧・復興のために多額の資金を必要としていた。震災の影響で観光需要は激減し、平成6年度に1億832万人であった観光客は、7年度には8,888万人まで落ち込んだ。商店街・小売市場は、被災地域内の半数近くが一部損壊以上の被害を受けた。バブル崩壊後の全国的な経済不況からの回復は決して容易ではなく、実質県内総生産で見れば7～9年度の3年間こそ復旧・復興特需により6年度を上回っていたものの、10年度からは全国指標を大きく下回ることとなった。雇用は低迷し、商店街の回復も遅れるなかで、新たな産業の牽引役が求められていた。

震災直後に、兵庫県は被災中小企業の資金需要を8,000億円と見込んだうえで、政府系金融機関(4,000億円)、兵庫県(2,900億円)、神戸市(1,100億円)の融資制度で対応する方針を固めた。しかし震災以前から不況対策のための融資を受けていたため二重返済に苦しむ中小事業者も存在しており、より一歩踏み込んだ支援が必要とされていた。

景気振興を図るための行政の取組みとして、商店街等の早期営業再開を支援するための事業補助が求められたほか、雇用面では国の施策である雇用調整助成金が活用されたが、この仕組みだけでは雇用維持に不十分であり支援の上乗せが必要とされた。

兵庫県は、本格的産業復興のために新産業分野の創造を図るため、国に特区の設置を提案したが(エンタープライズ・ゾーン構想)、実現しなかった。そこで兵庫県は、9年1月の産業復興条例の施行により地方税の減免を実施するなど、積極的な産業政策をとった。また、9年3月には、県内の大手製造企業を中心に技術支援の中核機関となる新産業創造研究機構(NIRO)が設立され、産学官連携による一貫した事業支援体制を構築した。観光客回復のために、7年7月に行政と業界団体によって“観光ひょうご”復興キャンペーン推進協議会が成立されるとともに、神戸ルミナリエの開催や明石海峡大橋橋梁照明整備が行われ、様々なキャンペーンが展開された。

(2) 事業内容

① 中小企業・地域産業等に対する支援

様々な災害復旧資金の融資に対応し、復興基金が利子補給制度を用意して実質無利子化することで、中小企業等の事業者が事業再開に係る資金を確保できるようにした。「災害復旧資金の借入者に対する支援」(p.111-115)のなかでも大きな比重を占めるのが、国民生活金融公庫などの政府系金融機関や、県・神戸市の緊急災害復旧資金などを借り入れた事業者に対する利子補給(政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給、緊急災害復旧資金利子補給)であり、これらの事業を通じて被災事業者の立ち直りを支援した。そのほか、農林水産事業者や港湾運送事業者、海岸保全施設の所有者などを対象とした利子補給も設けた。

これらの融資・利子補給が用意されたにもかかわらず、事業再開の遅れた事業者や、被災による離職者も多かった。これらの事業者に対しては、兵庫県や神戸市が事業再開等支援金(県・市)や創業支援資金(県)、起業家支援資金(市)などの融資を創設し、あわせて復興基金の「被災中小企業の事業再開等に対する支援」(p.115-118)による利子補給も行った。

被災地の地場産業である、ケミカルシューズ、清酒、粘土瓦など地域の生活を支える産業に対しては、「地域産業等の復興に対する支援」(p.126-128)において、業界団体が行う情報化、販

路開拓、人材育成等の共同事業を支援する地域産業活性化支援事業を実施した。また日常交通機関として県民が多く利用する路線バスに対しても、施設等の復旧費用を補助し、地域交通の復旧を促した。

② 商店街に対する支援

商店街・小売市場の被災も深刻で、自力で立ち上がるのが困難であった。そのため、「被災商店街等の復興に対する支援」（p.118-125）として、早期営業再開のため、商店街・小売市場の構成員5人以上で使用する共同仮設店舗建設への緊急補助のほか、アーチ、アーケード、街路灯などの共同施設建設補助など継続的な取組みによって地域商業の振興を促進した。にぎわいを取り戻すためのイベント開催経費を補助する商店街・小売市場復興イベント開催支援事業補助は何度も拡充し、複数の商店街・小売市場による広域連携事業や、年に複数回実施される長期的なイベント事業のための助成も作った。さらにイベント助成以外にも、商店街の近代化事業等に関わるコンサルタントへの委託費や、共同店舗への業態転換に係る経費に対しても補助制度を創設した。なお10年以降の取組みについては『コミュニティ・まちづくり対策』（p.172-181）で紹介している。

③ 観光に対する支援

観光客数の減少により観光産業が大きな打撃を受けるなかで、復興基金では、「観光の復興に対する支援」（p.129-130）として、“観光ひょうご”復興キャンペーン推進協議会が実施するテレビCMの放送、会議・大会等誘致奨励金の交付、観光復興リレーイベントの開催、明石海峡大橋キャンペーン事業などに対して経費補助を行うことで、被災地のイメージ回復と観光振興に努めた。

④ 雇用に対する支援

阪神・淡路大震災では、国が雇用保険法に基づく雇用調整助成金の特例措置として、被災地域のすべての事業者を支給対象にできるようにしたが、それでもまだ被災地の雇用施策としては不十分であった。そこで復興基金において、「被災者の雇用・就労に対する支援」（p.130-133）として、雇用維持奨励金による上乗せ支給や、被災者を雇用した事業主への被災者雇用奨励金の支給を行った。さらに「被災地しごと開発事業補助」により、中高年層を対象に就業機会の提供を行うとともに、職場体験や職業訓練などの就業支援を行った。

⑤ 新産業の創出

「新規成長事業者に対する支援」（p.133-138）では、新産業構造拠点地区及び神戸起業ゾーンに進出する企業に対するオフィス賃料補助などを行うことで、被災地への新規成長産業の集積を支援した。また、被災地のベンチャー企業等に株式投資を中心とした資金供給を行う産業復興ベンチャーキャピタル制度は、その後一般行政施策へと移行され県下全域で用いられるようになった。

関係者からのメッセージ

事業立案者から

復興基金による産業対策

生活協同組合コープこうべ非常勤監事
(当時：兵庫県産業政策課長、産業労働部長等)

神田 榮治

復興基金が作られたのは、そもそも当時の貝原知事が復興は地元主体でやるということを宣言したことに端を発するものである。後々明らかになるが、国の施策を頼りにするのはその通りだが、その硬直性はさすがの史上初の大都市直下型地震でも、政府はかなりの融通性はきかしながらも必要な対応をとるには十分ではなかった。それは産業対策でも同様であった。

最大の支援であった緊急災害復旧資金利子補給制度では、まず今では驚きだが当時の政府系の金融支援の最低利率が4.5%であったので、この制度の下の利率をまず下げることがつねに多重債務を抱えるのが一般的な中小企業にとって必要であり、結局交渉の末2.5%という当時では破格の低利率をとり、そのうえで全半壊企業に対しては、全額利子補給をするという制度としたものである。

また、産業復興ベンチャーキャピタル制度は、行政としては異例の投資事業であり、基金がなければ実現しなかったものだ。対象はそれほど多くはなかったが、その中から上場企業も生まれたように、新しい産業創造の機運も十分盛り上げることができた。ただ、投資としては金額が十分ではなく、立ち上がりだけでなく、その後の成長過程への投資ができなかったのは残念だった。

新産業構造拠点地区進出企業賃料補助は、ポアアイ2期地区に政府が認めなかった経済特区の代替処置として、県と神戸市の税負担を免除するとともに、当時の通産省の使い切り基金を使った賃料補助の補完対策として設けられたもので、今では神戸医療産業都市として知られている拠点創造の先駆けとして重要な役割を果たした。

一方、被災者就業支援事業は中高年被災者に対し社会貢献度の高い事業にともなう業務を提供することを目指したものであったが、実際はなかなかそうした事業が続かず、当初5年間の事業終了時には地元との問題も発生するなど課題を残した。当初の事業設計が必ずしも十分ではなかったことが原因だが、その後自立支援推進員等によるカウンセリングや補完事業などを行うことで着地を見た。

こうした課題もあったが、総じて基金のおかげで従来の施策やその拡大策では対処できないことなど、きめの細かいまた大胆な産業復興対策をとることができた。今後の施策立案時には、単に一時的なアイデアだけでなくその影響を多角的に検討することが求められるところである。

事業立案者から

震災復興における就労支援事業に対する想い

前奈良労働局長

（当時：兵庫県産業労働部参事（雇用推進担当））

川村 徹宏

震災直後に始まった「被災地しごと開発事業」と後継事業である「被災地就業支援事業」は、いずれも中高年齢被災者の生きがいや自立を支援する事業でしたが、震災10年目を目前にした平成16年度は、復興基金の財源に限りがある中で、一定の役割を果たした事業を終了し復興の次のステップに移行させなければならない時期でした。

事業の終了をめぐり、対象となっていた方々で構成する「しごと開発就労者組合」を始めとする団体と幾度も話し合いを重ねましたが、現状認識や行政の支援のあり方に関して意見が一致することはありませんでした。事業終了は避けられなかったとはいえ、他に選択肢はなかったのか、自立のための有効策はないのかと、自問自答したことを思い出します。

今、コロナ禍における雇用調整助成金などの労働施策の現状を見ても、行政が果たすべき役割と限界、様々な事情を抱える個人の人々の自立のために真に必要な支援は何かということが未解決のまま残されているような気がします。兵庫県で震災復興のプロセスにおける試みとして始まった行政と住民の架け橋を担うNPO法人などの取組みは、①行政ではフォローできない領域をカバーする、②こうした活動への参加自体が生きがいや自立につながる可能性を持っているという点で、有効な解決策の一つではないかと考えます。

事業利用者から

復興基金による産業対策

NPO法人KOBE鉄人PROJECT代表理事

（元神戸・新長田中心市街地活性化協議会副会長等）

宍田 正幸

当時、協議会の副会長であり、協議会が指名した実施団体（新長田まちづくり株）の代表取締役社長として、透明性を確保し適正に運用するために、事務取扱要領の策定と、内装補助支給対象を認定する審査委員会を月1回実施してきました。

復興基金の制度として家賃補助は既にあったのですが、3年間の補助期間経過後の定着率が伸びず、震災復興10年後の時点でも再開ビルの入居率が伸びず、13年後にリーマンショックがあり、地域経済の停滞感は非情に厳しいものでした。

その震災復興後の停滞感を打破するリーディングプロジェクトとして、KOBE鉄人PROJECTがスタートし、その鉄人28号モニユメントの誘因効果を出店促進の面で相乗効果を生み出したのが、この内装補助制度です。

そして、空き店舗対策としても、ランニング経費の軽減策よりも、誘致段階での初期投資軽減策が、より有効であることを確認できた事業だと思います。

さらに重要なのは、単なる施策を付与するだけで事業効果が期待できるわけではなく、地域の中の自律的なレジリエンス（回復力）を志向する動きと連動することで、施策が生きてくることを実証してくれました。

ともすれば硬直化する制度を、その時々々の経済状況を踏まえて、原則を守りながらも柔軟に制度拡充できたのは、各行政機関と民間の協働作業として、画期的な事業だったと評価しています。

I . 災害復旧資金の借入者に対する支援

I - 1 政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給

I - 2 環境事業団融資利子補給

(1) 趣旨

目的：産業復興等を促進するために、被災した中小企業者が政府系中小企業金融機関から借り入れた災害復旧資金に対し、利子補給を行うことにより、金利負担の軽減及び事業再開等産業の復興を図る。

事業年度：平成7年度～17年度（環境事業団融資利子補給は11年度まで）

(2) 内容

■利子補給対象融資

実施機関	貸付資金	対象者	利率	融資期間・限度額	取扱期間
国民生活金融公庫	災害復旧貸付	事業所及び事業資産の損失額が次の中小企業者 ・被害時の価格の70%以上 ・前年又は全事業年度の総収入の10%以上	当初3年間 1.3%～3.0% (商工中金：3.0%)	融資期間 15年 (うち据置5年) 限度額 3,000万円	平成 7.1.17 ～ 17.3.31
中小企業金融公庫	4～5年目 1.3%～4.15% (商工中金：3.0%)				
商工組合中央金庫	6年目以降 1.9%～4.9% (商工中金：3.0%)				

■利子補給対象者：市町長から事業所の建物に対する全壊・半壊のり災証明を受けた者

■利子補給率：2.5%（融資利率が上限）

■利子補給期間：当初3年間（次の要件に該当すれば7年間延長）

（延長要件）

市町村民税の法人税割又は所得割が課税されていない企業

ただし、7年目、8年目、9年目及び10年目の延長は、各々前年の6年目、7年目、8年目及び9年目の利子補給を受けている企業で、市町村民税の法人税割又は所得割が課税されていないもの

■利子補給対象限度額：2,000万円

※復興基金の他の制度と併用する場合は、産業対策利子補給対象資金を合算して2,000万円以内

※県外移転事業者への対応：県外へ移転した被災事業者が資金借入後3年以内に県内で事業を再開する場合は、県外の事業のために既に借り入れた資金についても、県内での事業再開後3年間利子補給を行う。

(3) 実績と成果

支援件数 8,350件

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
7	5,749	677,016	13	2,466	249,499	19	85	7,118	
8	6,983	1,175,090	14	1,622	158,502	20	30	2,340	
9	7,450	1,239,017	15	1,153	110,673	21	6	671	
10	7,521	884,980	16	857	79,825	22	1	36	
11	4,801	551,310	17	540	43,957				
12	3,443	372,940	18	353	34,407				
							計	—	5,587,381

I-3 緊急災害復旧資金利子補給**(1) 趣旨**

目的：産業復興等を促進するために、被災した中小事業者等が借り入れた兵庫県、神戸市で創設した緊急災害復旧資金に対し、利子補給を行うことにより、金利負担の軽減及び事業再開等産業の復興を図る。

事業年度：平成7年度～17年度

(2) 内容

■利子補給対象資金

実施機関	貸付資金名	対象者	利率	融資期間・限度額
兵庫県 神戸市	緊急災害復旧資金 震災復旧緊急特別資金	事業所の建物の「り災証明」を受けた中小企業者	2.5%	融資期間 17年 (うち据置10年) 限度額 5,000万円

■利子補給対象者：市町長から事業所の建物の全壊・半壊のり災証明を受けた者

■利子補給率：2.5%

■利子補給期間：当初3年間（次の要件に該当すれば7年間延長）
（延長要件）

市町村民税の法人税割又は所得割が課税されていない企業

ただし、7年目、8年目、9年目及び10年目の延長は、各々前年の6年目、7年目、8年目及び9年目の利子補給を受けている企業で市町村民税の法人税割又は所得割が課税されていないもの

■利子補給対象限度額：2,000万円

（ただし、他の産業対策利子補給金と合算して2,000万円）

(3) 実績と成果

支援件数 24,890件

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
7	24,743	4,014,618	12	10,238	1,744,268	17	3,276	150,251	
8	24,700	6,656,724	13	7,748	1,286,009	18	350	26,733	
9	24,339	6,366,795	14	6,040	884,649	19	14	1,416	
10	23,624	3,972,035	15	4,870	646,929	20	1	129	
11	13,705	2,265,493	16	4,103	466,178				
							計	—	28,482,227

1-4 国民生活金融公庫 (生活衛生資金貸付) 災害貸付金利子補給

(1) 趣旨

目的：産業復興等を促進するために、被災した環境衛生関係事業者が国民生活金融公庫から借り入れた災害復旧資金に対し、利子補給を行うことにより、金利負担の軽減及び事業再開等産業の復興を図る。

事業年度：平成7年度～17年度

(2) 内容

■利子補給対象資金

国民生活金融公庫災害貸付金 (※平成11年10月1日環境衛生金融公庫から改組)

■利子補給率

当初3年間2.5%以内 (利子補給対象限度額：2,000万円、1-1～1-6の産業対策利子補給を合算)

※ただし、事業所が全・半壊であることが必要。なお、市町村民税の法人税割又は所得税が課税されていない企業は、利子補給期間が延長される場合がある。

(3) 実績と成果

支援件数 2,893件

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
7	2,125	200,490	12	1,230	103,833	17	252	16,408	
8	2,456	349,542	13	922	73,103	18	117	7,577	
9	2,661	352,276	14	671	53,824	19	34	2,229	
10	2,669	247,124	15	516	36,999	20	20	1,187	
11	1,699	147,939	16	396	26,560	21	9	180	
							計	—	1,619,271

1-5 農林漁業関係制度資金利子補給

(1) 趣旨

目的：被災者が復旧資金として借入れる農林漁業関係制度資金について、利子補給を行うことによ

り、初期の利子軽減を図り、農林漁業者、食品加工流通業者等の経営再建を支援する。
事業年度：平成7年度～11年度

(2) 内容

■利子補給対象資金

農林漁業金融公庫資金（農林漁業施設資金、食品加工・流通関係資金、沿岸漁業経営安定資金）
農業近代化資金、豊かな村づくり資金（災害資金）、漁業近代化資金

■利子補給率

当初3年間2.5%以内（利子補給対象限度額：2,000万円、Ⅰ－1～Ⅰ－6の産業対策利子補給を合算）

(3) 実績と成果

支援件数 159件

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
7	94	4,011	10	274	12,850	13	2	54	
8	281	14,690	11	90	3,860				
9	305	17,292	12	14	759				
							計	—	53,516

Ⅰ－6 港湾運送事業者等復興支援利子補給

(1) 趣旨

目的：港湾機能の低下により売上が減少し、当面の運転資金の必要がある港湾運送事業者及び海上コンテナ輸送事業者に対し、経済変動対策資金融資（県・神戸市制度）の借入れについて利子補給を行うことにより、神戸港等の港湾機能の早期復興を図る。

事業年度：平成7年度～10年度

(2) 内容

■利子補給対象資金

経済変動対策資金融資（県・神戸市制度）

■利子補給率

当初3年間2.5%以内（利子補給対象限度額：2,000万円、Ⅰ－1～Ⅰ－6の産業対策利子補給を合算）

(3) 実績と成果

支援件数 24件

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
7	24	7,460	9	24	7,681	
8	24	10,646	10	21	1,914	
				計	—	27,701

I-7 民有海岸保全施設復旧融資利子補給

(1) 趣旨

目的：企業等が所有する護岸・岸壁等の海岸保全施設の復旧について、復旧資金の借入れに対する利子補給を行うことにより、これらの施設の早期復旧を促進する。

事業年度：平成7年度～11年度

(2) 内容

■利子補給対象資金

民有海岸保全施設災害復旧資金（日本開発銀行）

■利子補給率

当初5年間1%

(3) 実績と成果

支援件数 8件

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
7	0	0	10	8	63,502	13	5	2,614	
8	7	61,540	11	8	63,436	14	1	134	
9	8	63,393	12	8	62,972				
							計	—	317,591

II. 被災中小企業の事業再開等に対する支援

II-1 事業再開者・新規開業者支援資金利子補給

(1) 趣旨

目的：被災中小企業者の事業再開及び勤務していた企業の被災により離職した者の新規開業を支援するため、県と神戸市が行う事業再開等支援資金等について、利子補給を行うことにより、利用者の利子負担の軽減を図る。

事業年度：平成9年度～17年度

(2) 内容

■利子補給対象資金

（県）事業再開等支援資金、創業支援資金、独立開業貸付、新規開業貸付、事業再開等支援貸付、被災地事業再開・新規開業貸付、

（神戸市）事業再開等資金、起業家支援資金、新事業創出資金

■利子補給率

当初3年間2.5%以内（利子補給対象限度額：1,000万円）

※事業所（事業所再開者）又は住居（新規開業者）が全・半壊であることが必要

(3) 実績と成果

支援件数 40件

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
9	0	0	12	34	4,134	15	2	113	
10	26	2,495	13	30	1,568	16	1	60	
11	42	4,970	14	7	328	17	1	20	
							計	—	13,688

II-2 小規模事業者事業再開支援事業補助

(1) 趣旨

目的：震災で多大な被害を受け、仮設営業中又は未再開の小規模事業者が、外的要因により復興が遅れている地域・業種で事業再開をする場合に要する店舗・事務所等賃借経費等の一部を補助することにより、震災により大きな被害を受けた商業集積・産地集積の回復を促進する。

事業年度：平成10年度～21年度

(2) 内容

■補助対象者：全壊・半壊の被害を受けた者であって、震災前及び本格再開時に常時従事者が4人以下で、以下のすべての要件を満たす者。

- ① 半壊の者にあっては、当該建物を解体していること。
- ② 仮設営業中の者であって、仮設店舗で営業中であることについて、その者が属する商店街・小売市場の代表者又は事業用仮設店舗を管理する市町等の証明を有する者（平成12年度追加）。
- ③ 未だ事業再開を果していない者であって、震災前1年以上県内で同一事業を営んでおり、県内で事業（震災前と異なる業種を含む。）を再開する者であること。
- ④ 具体的事業計画を有しており、事業再開しようとしていることが明らかである者であること。
- ⑤ 地域住民の日常に直接関連する小売業・サービス業（風俗営業など信用保証協会の保証対象業種に属さない業種を除く）を営む者であって、次に該当する者であること。

（平成10年度～11年度）

- ・ 構成員の40%以上が全・半壊の被害を受けた商店街・小売市場において空き店舗・空き地を活用して事業再開しようとする者。

（平成12年度～）

- ・ 構成員の5%以上が全・半壊の被害を受けた商店街・小売市場又は構成員の半数以上が被害を受けた商店街・小売市場において空き店舗・空き地を活用して事業再開しようとする者。
- ・ 復興土地区画整理事業・復興市街地再開発事業の区域内で事業再開しようとする者、その他特に理事長が必要と認める者。
- ・ 地場産業団体にあっては、構成員の40%以上が全・半壊の被害を受けた業種で事業再開

しようとする者であって、当該団体の相当数の構成員が立地している地域内で事業再開しようとする者。

- ⑥ 復興基金による他の利子補給を受けている者及び受けようとする者でないこと。(ただし、仮設店舗での営業のために受ける緊急災害復旧資金利子補給及び政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給は除く。)

■補助対象経費：家賃又は地代、仮設営業中の者については店舗内装設備工事
(家賃は月 4,000 円 / m²、地代は月 2,500 円 / m²を上限とする。)

■補助率：1/2 以内 (補助限度額 100 万円 / 件)

* 仮設営業者 (再開発事業等の事業用仮設店舗又は商店街の共同仮設店舗に限る) が本格再開する場合のみ店舗内装設備工事費として 100 万円を上積み (平成 12 年度～)

■補助対象期間：1 年間

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
10	0	0	14	3	2,165	18	0	0	
11	0	0	15	1	134	19	0	0	
12	5	5,000	16	0	0	20	0	0	
13	31	30,565	17	2	2,000	21	0	0	
							計	42	39,864

II-3 本格復興促進支援利子補給

(1) 趣旨

目的：震災で大きな被害を受け、外的要因により未だ本格復興できない中小企業の早期復興を促進するため、政府系金融機関貸付又は県・神戸市制度融資により資金を借り入れる企業に利子補給を行い支援する。

事業年度：平成9年度～17年度

(2) 内容

■利子補給対象者

以下の外的要因の類型別の要件に該当する全・半壊の被害を受けた中小企業者で、特定の政府系金融機関貸付又は特定の県・神戸市制度融資により資金を借り入れ、新たに事業を本格復興しようとする者

〈外的要因の類型別の要件〉

- ① 産地集積の分散：地場産業団体の構成員の40%以上が全・半壊の被害を受けた業種 (対象業種：ケミカルシューズ製造業、酒造業、クリスマス用品製造業) に属する
- ② 商店街等の商業集積の分散：
 - (平成 9～11 年度)
 - 構成員の 40%以上が全・半壊の被害を受けた商店街・小売市場において事業を営む (平成 12 年度～)
 - 構成員の 5%以上が全・半壊の被害を受けた、または半数以上が被害を受けた商店街・小

売市場において事業を営む

- ③ 都市計画事業による制約：震災前に、事業所が復興土地区画整理事業・復興市街地再開発事業の区域内に所在

■利子補給対象資金

特定の政府系金融機関貸付又は特定の県・神戸市制度融資から借り入れる、事業所の取得、建設工事、内装工事又は敷金・権利金・保証金のための資金及び同時に借り入れる他の設備資金・運転資金で、平成10年1月1日から政府系金融機関の災害復旧貸付制度取扱期間終了まで融資実行された貸付金

■利子補給率

当初3年間2.5%以内（限度額：2,000万円）

(3) 実績と成果

支援件数 84件

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
9	0	0	12	46	9,976	15	33	1,395	
10	2	104	13	77	10,262	16	42	936	
11	40	7,028	14	69	3,433	17	2	10	
							計	—	33,144

III. 被災商店街等の復興に対する支援

III-1 震災復興高度化事業促進助成事業

(1) 趣旨

目的：被災地の商店街・小売市場が実施する災害復旧高度化事業のうち、個別店舗及び共同店舗を再整備する事業に対して、事業計画策定経費の一部を補助することにより、店舗及び商業施設の再建を促進し、商店街・小売市場の早期本格復興を支援する。

事業年度：平成9年度～13年度



(2) 内容

■補助対象者

個別店舗及び共同店舗再建の支援事業である災害復旧高度化事業に取り組む団体で、高度化事業の認定を受けていないもの

■補助対象経費：「店舗等集団化事業」、「小売商業等商店街近代化事業」、「小売商業店舗等共同化事業」の事業実施計画書の作成に係るコンサルタント委託費

■補助率：1/4以内（補助限度額250万円）

※市町同率以上補助が必要。市町を含めた団体への補助率1/2以内に調整

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
9	7	11,334	11	2	5,000	13	0	0	
10	2	4,500	12	2	5,000				
							計	13	25,834

III-2 商店街整備事業

商店街・小売市場共同施設建設費助成事業

(1) 趣旨

目的：被災した商店街等が建設する共同施設に対して、その経費の一部を補助することにより、被災商店街等の復興を推進するとともに、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生する。

事業年度：商店街・小売市場共同施設建設費助成事業
 (平成9年度～24年度)
 商店街整備事業 (事業名称変更)
 (平成25年度～26年度)



(2) 内容

■補助対象者

災害救助法の適用を受けた市町の商店街・小売市場等で次の要件を満たすもの

(平成9年度～11年度)

構成員の半数以上が被害を受けていること、又は共同施設について被害を受けていること。市町が補助を行う団体であること。

(平成12年度～21年度)

構成員の5%以上が全壊又は半壊の被害を受けていること、構成員の半数以上が被害を受けていること、又は共同施設について被害を受けていること。

■補助対象事業：次の共同施設の建設事業。ただし、事業費 1,000 千円以上の事業とし、他の国、県の補助金 (中小企業高度化資金を含む。) を受ける事業を除く。

〔アーチ、アーケード、街路灯、福利厚生施設、研修教養施設、会館、集会室、駐輪駐車場、カラー舗装、広場、小公園、休憩施設、緑化施設、利便施設、ストリートファニチャー、コミュニティ施設等〕

■補助対象経費：共同施設の建設、改修、取得に要する経費 (土地の取得・造成費を除く)

■補助率：平成 9 年度～11 年度 1/10 以内 (補助限度額 100 万円)
 平成 12 年度～18 年度 1/4 以内 (補助限度額 600 万円)
 平成 19 年度～26 年度 1/3 以内 (補助限度額 800 万円)

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
9	25	13,803	15	22	41,419	21	28	47,812	
10	11	7,157	16	23	43,906	22	25	19,943	
11	11	6,240	17	24	25,919	23	24	19,913	
12	26	46,562	18	19	25,866	24	30	31,011	
13	21	26,962	19	20	41,003	25	19	19,756	
14	17	19,628	20	26	49,374	26	9	13,370	
							計	380	499,644

商業施設魅力アップ支援事業、商店街個店外観整備事業**(1) 趣旨**

目的：災害救助法の適用を受けた市内の商店街等店舗の外観改修による美観形成や昼夜の回遊性向上の取組みに対して補助することにより、賑わい創出や活性化に寄与する。

事業年度：商店街・小売市場共同施設建設費助成事業（平成22年度～24年度）

商店街整備事業（商業施設魅力アップ支援事業）（平成25年度）

商店街整備事業（商店街個店外観整備事業）（平成26年度）

(2) 内容

■補助対象者

店舗が、災害救助法の適用を受けた市町に所在する小売業者、テナント業者等

■補助対象経費：商店街の美観形成、夜の回遊性向上に寄与するために実施する改装費

■補助率：1/4 以内（補助限度額 250 万円）

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）
22	0	0	25	0	0
23	2	2,010	26	1	1,122
24	1	1,000			
			計	4	4,132

商店街共同施設撤去支援事業**(1) 趣旨**

目的：被災した商店街・小売市場が行う共同施設の撤去に対して、その経費の一部を補助することにより、空洞化した商店街を開放的な空間に変え、空き店舗等の住宅転換を促進するとともにまち全体の魅力の創出を図る。

事業年度：平成22年度～26年度

(2) 内容

■補助対象者：災害救助法の適用を受けた商店街・小売市場の団体

■補助対象経費：共同施設の撤去及び代替施設の取得に要する経費

■補助率：2/3（補助限度額 1,000 万円）

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
22	0	0	24	3	22,419	26	1	3,425	
23	1	10,000	25	0	0				
							計	5	35,844

III-3 共同店舗実地研修支援事業

(1) 趣旨

目的：被災した小売市場等が業態転換によりセルフ販売方式の共同店舗を導入しようとする際に、ストア・マネージャーによる実地研修の経費の一部を助成することにより、適正な店舗運営の早期定着を支援する。

事業年度：平成10年度～16年度

(2) 内容

■補助対象者

被災地内にあるセルフ販売方式の共同店舗を運営する事業者で構成された事業協同組合等の法人

■補助対象事業

ストア・マネージャーによる共同店舗オープン前後の事前準備または店舗運営の企画指導事業

■補助対象経費：上記事業（通算 100 日間分）に要する経費

■補助率：1/4 以内（補助限度額 50 万円）

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
10	6	2,910	13	0	0	16	0	0	
11	1	382	14	2	979				
12	1	500	15	1	500				
							計	11	5,271

III-4 店舗共同化促進利子補給

(1) 趣旨

目的：災害復旧高度化事業（小売商業店舗等共同化事業）を実施する事業協同組合等が借り入れた店舗共同化促進貸付金に対し利子補給することにより、店舗共同化への合意形成を促進する。

事業年度：平成9年度～13年度

(2) 内容

■利子補給対象者

災害復旧高度化事業（小売商業店舗等共同化事業）を実施する商店街・小売市場の組合等

■ 利子補給対象資金

共同店舗の設置にあたり、参加者の再編成を図る過程で生じる退店者への交付金及び測量・試験費を目的とした政府系金融機関又は県・神戸市の制度融資からの借入金

■ 利子補給率：2.5%以内

■ 利子補給期間：3年間

(3) 実績と成果

支払実績なし

III-5 商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業補助

(1) 趣旨

目的：商店街・小売市場の団体が行う共同仮設店舗の建設等の経費に対して補助を行うことにより、商業者の立ち上がりを支援し、その早期復興を図る。

事業年度：平成7年度～8年度

(2) 内容

■ 補助対象者

全・半壊又はこれに準ずる被害を被った商店街・小売市場の団体（法人、任意団体を問わない）

■ 補助対象施設

構成員5人以上が共同で使用する仮設店舗で、市町が共同仮設店舗として認定し、補助するもの

■ 補助対象経費

① 共同仮設店舗の建設又は取得に要する費用

② 共同仮設店舗の借受けに要する費用

※給排水設備、電気・ガス設備等の附帯設備を含む。ただし、用地の取得や造成に要する経費、内装や什器等の整備に要する経費を除く。

■ 補助率：1/4（別途 市町 1/4 補助）

■ 補助限度額

① 建設・取得の場合

補助限度額 1,000万円（1団体あたり）

補助単価 3.3㎡（1坪）当たり 20万円以内

補助面積 1店舗当たり 6坪以内

② リースの場合

補助限度額 500万円（1団体あたり・年間）ただし、2年以内とする。

補助単価 3.3㎡（1坪）当たり 10万円以内

補助面積 1店舗当たり 6坪以内

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)
7	48	123,154
8	3	1,921
計	51	125,075

III-6 被災商店街復興事業補助

(1) 趣旨

目的：被災地内の商店街等が地域と一体的に取り組むまちづくり構想策定事業等に要する経費の一部を補助することにより、被災商店街等の復興推進と商店街等が中心となった地域の活性化を図る。

事業年度：平成9年度

(2) 内容

■補助対象者

災害救助法の適用を受けた10市10町内にある商店街・小売市場を中心としたまちづくり組織

■補助対象事業

市町が参画し、地域と一体的に取り組むまちづくりのための構想策定事業及び事業計画策定事業で、他の商店街等の手本となるような波及効果の高いまちづくり事業

■補助対象経費：上記事業に要する経費

■補助限度額：300万円

(3) 実績と成果

平成9年度 5件 15,000千円

III-7 被災商店街にぎわい支援事業(旧:商店街・小売市場復興イベント開催支援事業)

(1) 趣旨

目的：被災地内の商店街等が復興をアピールし、来街者の増加を図るために開催する復興イベント事業等の経費の一部を補助することにより、被災商店街等の復興を推進するとともに、地域産業の活性化を図る。

事業年度：平成9年度～26年度

(2) 内容

■補助内容

区分	商店街・小売市場復興イベント開催支援事業補助<平成 22 年度事業名変更>被災商店街にぎわい支援事業	商店街・小売市場復興イベント開催支援事業【広域連携事業】	商店街・小売市場復興イベント開催支援事業【被災地にぎわい創出事業】	地域元気回復支援事業
事業年度	平成9年度～ 26 年度	平成9年度～ 21 年度	平成 14 年度～ 21 年度	平成 21 年度
1. 対象事業	にぎわいを取り戻すためのイベント事業	商店街・小売市場が広域的に連携して実施する継続事業で、被災地商店街等の活性化に効果的であると認める事業 ただし、短期的なイベントのみ実施する事業は除く	にぎわいを取り戻すため年3回以上、3か月以上にわたって実施するイベント事業	①原則、平成 21 年6月～9月末に実施するにぎわいを取り戻すためのイベント事業であって、集客・交流の拡大のための新規・拡充イベント等であると別に設ける審査会で選定されたもの ②(社)ひょうごツーリズム協会が実施する地域元気回復支援事業
2. 対象者	阪神・淡路大震災により災害救助法の適用を受けた市内にある商店街・小売市場。ただし、構成員の5%以上が全壊・半壊のり災証明、又は構成員の半数以上がり災証明を受けていること	阪神・淡路大震災により災害救助法の適用を受けた市内にある複数の商店街・小売市場で構成する実行委員会組織	災害救助法の適用を受けた市内にある商店街・小売市場等 ただし、構成員の40%以上が全壊・半壊のり災証明を受け、店舗減少率が20%以上で、にぎわいが失われている等の状況にあること	①阪神・淡路大震災により災害救助法の適用を受けた市町内にある商店街・小売市場の組合、これらの団体・企業・県民等が参画する協議会 ②(社)ひょうごツーリズム協会
3. 対象経費	イベント事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、理事長が必要かつ適当と認めるもの	事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、理事長が必要かつ適当と認めるもの	イベント事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、理事長が必要かつ適当と認めるもの	①事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、理事長が必要かつ適当と認めるもの ②(社)ひょうごツーリズム協会が実施する地域元気回復支援事業に必要な経費のうち、理事長が必要かつ適当と認めるもの
4. 補助率・補助限度額	(平成9～ 18 年度) 補助率 1/2 限度額 1,000 千円 (平成 19 ～ 21 年度) 補助率 2/3 限度額 2,000 千円 (平成 22 ～ 23 年度) 定額、2,000 千円 (平成 24 年度) 定額、補助対象額 2,000 ～ 5,000 千円 未満 1,000 千円 補助対象額 5,000 千円以上、2,500 千円 (平成 25 年度) 定額、1,000 千円	補助率 1/2 以内 限度額 5,000 千円 (2 年間)	(平成 14 ～ 19 年度) 定額 3,000 千円 (平成 18 ～ 21 年度) 定額 1,500 千円 ～ 3,000 千円	①予算の範囲内で、1事業者につき以下に掲げる額を限度額とする。 ・補助対象額 2,500 千円以上 … 補助額 2,500 千円 ・同 5,000 千円以上 … 同 5,000 千円 ②予算の範囲内の額

事業実績 (③産業対策)

4.補助率・補助限度額	(平成 26 年度) 定額、1,000 千円を限度 (ただし、補助対象経費 3,000 千円以上で年3回、 6か月以上にわたって実施 する継続イベントについては 2,000 千円を限度)		
-------------	---	--	--



〈平野商店街 夏祭り〉



〈もちつき大会〉



(3) 実績と成果

年度	件数	事業別内訳					金額 (千円)
		一般	広域連携	にぎわい創出	地域元気回復	にぎわい支援	
9	18	18	—	—	—	—	14,515
10	17	13	4	—	—	—	24,230
11	17	12	5	—	—	—	27,677
12	43	40	3	—	—	—	41,270
13	46	43	3	—	—	—	46,060
14	72	57	2	13	—	—	89,299
15	78	62	1	15	—	—	96,730
16	85	68	1	16	—	—	104,131
17	78	65	—	13	—	—	89,907
18	77	64	—	13	—	—	87,954
19	84	70	—	14	—	—	107,492
20	78	64	—	14	—	—	104,936
21	117	70	—	14	33	—	279,198
22	43	—	—	—	—	43	73,014
23	43	—	—	—	—	43	86,000
24	44	—	—	—	—	44	44,614
25	40	—	—	—	—	40	40,000
26	34	—	—	—	—	34	47,700
計	1,014	646	19	112	33	204	1,404,727

IV. 被災商店街等の活性化に対する支援

IV-1 被災商店街コミュニティ形成支援事業補助
(後掲、コミュニティ・まちづくり対策VII-1 (p.172))

IV-2 被災商店街空き店舗等活用支援事業
(後掲、コミュニティ・まちづくり対策VII-2 (p.173))

IV-3 被災商店街空き店舗等再生支援事業
(後掲、コミュニティ・まちづくり対策VII-3 (p.174))

V. 地域産業等の復興に対する支援

V-1 小規模製造企業復興推進事業補助

(1) 趣旨

目的：被災した小規模製造企業が今後の復興方策を模索するために共同で取組む自立復興事業の経費の一部を補助することにより、その早期復興を図る。

事業年度：平成9年度～16年度

(2) 内容

■補助対象事業

被災小規模製造企業で構成する団体等が行う共同調査事業・実験的共同事業

■補助対象経費：上記事業の実施に係る謝金、旅費、事務費及び委託費

■補助率：1/2 以内（補助限度額 500 万円）

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
9	6	9,447	12	4	8,163	15	4	9,539	
10	9	20,702	13	5	11,292	16	2	7,815	
11	3	5,868	14	3	9,691				
							計	36	82,517

V-2 地域産業活性化支援事業補助

地域産業活性化支援事業補助

(1) 趣旨

目的：被災地域の地場産業等中小企業を主たる構成員とする団体等が実施する販路開拓事業等の共同事業の経費の一部を補助することにより、地域産業の活性化を図る。

事業年度：平成7年度～16年度



(商談風景)

(2) 内容

■補助対象者

- ① 被災地域内の中小企業団体（構成員が50社以上）で、概ね半数以上が被災している業種団体
- ② 被災地内に本拠を有し、中小企業の振興を目的として設立された公益法人

■補助対象事業

- ① 受注の確保・拡大を図るために共同で行う見本市等の販路開拓事業
- ② 被災した地域産業の復興を図るために必要な研修会等の人材養成事業
- ③ 被災した地域産業の復興を図るために共同で行うPR等のイメージアップ事業
- ④ 上記の①から③に付随して行う事業
- ⑤ 構成員の被害が著しく、生産高等の回復が大幅に遅れている業種団体が実施する集中的販路開拓事業等（特認制度）

■補助対象経費：販路開拓、人材養成、イメージアップ事業等に要する費用

■補助率：1/2以内（補助限度額1,000万円、公益法人については2,000万円）

※特認制度の場合、補助対象経費の2/3以内（補助限度額2,000万円）

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
7	6	80,000	11	8	120,000	15	9	118,100	
8	6	80,000	12	7	98,000	16	8	113,320	
9	7	100,000	13	8	118,000				
10	8	110,000	14	8	118,000				
							計	75	1,055,420

地域産業情報化推進事業

(1) 趣旨

目的：地域の産業高度化等を図るため、被災した地場産業団体等が共同で取組む業界ニーズにマッチした実用的な情報システムの開発と活用のための事業を支援する取組みに対して補助することにより、地域産業の活性化を図る。

事業年度：平成10年度～16年度

(2) 内容

■補助対象者

(財) 阪神・淡路産業復興推進機構

■補助対象事業

地場産業団体等が実施する業界ニーズに即応した情報システム開発・活用事業への補助（1件あたり補助対象額 2,000 万円、補助率 1/2）

■補助額：定額

(3) 実績と成果

年度	件数	補助 団体数	金額（千円）	年度	件数	補助 団体数	金額（千円）	年度	件数	補助 団体数	金額（千円）	
10	1	3	14,199	13	1	6	52,420	16	1	2	19,281	
11	2	17	92,736	14	1	5	39,098					
12	1	7	57,642	15	1	5	49,002					
									計	8	45	324,378

V-3 路線バス災害復旧費補助

(1) 趣旨

目的：公共交通の一翼を担う路線バスの被災施設等の早期復旧を図るため、復旧費用の一部を補助する。

事業年度：平成7年度～8年度

(2) 内容

■補助対象経費：バス車両、本社、営業所、車庫、待合所、バスターミナル、バス停留所等の復旧費用

■補助率：1/2

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）
7	2	54,154
8	3	42,466
計	5	96,620

VI. 観光の復興に対する支援

VI-1 テレビCM放映事業補助

VI-2 会議、大会等誘致奨励金交付事業補助

VI-3 観光復興リレーイベント開催事業補助

(1) 趣旨

目的：「観光ひょうご」復興キャンペーン推進協議会が実施する観光復興キャンペーン事業等の経費の一部を補助し、観光産業の早期復興の推進を図る。

事業年度：平成7年度～8年度

(2) 内容

■補助対象者 「観光ひょうご」復興キャンペーン推進協議会

■補助対象事業の内容

区分	テレビCM放映事業補助	会議、大会等誘致奨励金交付事業補助	観光復興リレーイベント開催事業補助																			
補助対象事業(経費)	観光PRを図るためのテレビCM放映事業に必要な経費(CF制作費、電波料)	会議、大会(50人以上の宿泊を伴うもの)を開催する者に対する誘致奨励金の交付	復興リレーイベントの主催者の開催告知宣伝費に対する一部補助																			
補助率・限度額	補助率 10/10	宿泊人数により定める一定額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">延宿泊人数</th> <th colspan="2">奨励金</th> </tr> <tr> <th>平成7年度</th> <th>平成8年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50～99人</td> <td>15,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>100～199人</td> <td>25,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>200～499人</td> <td>50,000円</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>500～999人</td> <td>100,000円</td> <td rowspan="2">200,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000人以上</td> <td>150,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延宿泊人数	奨励金		平成7年度	平成8年度～	50～99人	15,000円	30,000円	100～199人	25,000円	50,000円	200～499人	50,000円	100,000円	500～999人	100,000円	200,000円	1,000人以上	150,000円	補助率1/2 1件当たりの限度額 1,000千円
延宿泊人数	奨励金																					
	平成7年度	平成8年度～																				
50～99人	15,000円	30,000円																				
100～199人	25,000円	50,000円																				
200～499人	50,000円	100,000円																				
500～999人	100,000円	200,000円																				
1,000人以上	150,000円																					

(3) 実績と成果

テレビCM放映事業補助			会議、大会等誘致奨励金交付事業補助			観光復興リレーイベント開催事業補助		
年度	放映回数	金額(千円)	年度	件数	金額(千円)	年度	件数	金額(千円)
7	483	55,000	7	58	1,930	7	8	5,067
8	275	50,000	8	156	12,370	8	12	10,000
計	758	105,000	計	214	14,300	計	20	15,067

VI-4 観光対策推進事業補助

(1) 趣旨

目的：地域のシンボルである明石海峡大橋を活用した橋梁照明事業及びキャンペーン事業等の

経費の一部を補助することにより、被災した地域の観光復興や地域活性化を図る。

事業年度：平成8年度～9年度

（2）内容

①明石海峡大橋橋梁照明整備費補助（平成8年度～9年度）

■補助内容

本州四国連絡橋公団、（社）兵庫県観光連盟、兵庫県・神戸市が共同で行う明石海峡大橋橋梁照明整備事業のうち（社）兵庫県観光連盟が負担する経費

②観光復興促進事業補助（平成9年度）

■補助内容

“観光ひょうご”復興キャンペーン推進協議会が実施する「県外観光展宣伝事業」及び「明石海峡大橋キャンペーン事業」に要する経費の1/2



〈県外観光展〉

（3）実績と成果

年度	件数	金額（千円）
8	1	149,499
9	2	306,619
計	3	456,118

VII. 被災者の雇用・就労に対する支援

VII-1 被災者雇用奨励金

（1）趣旨

目的：被災者及び震災失業者を雇い入れた事業主に対し、奨励金を支給することにより、被災者等の早期就職と生活の安定を図る。

事業年度：平成7年度～11年度

（2）内容

■補助対象者

被災者及び震災失業者を兵庫県内外の事業所で雇い入れた事業主

■補助額

雇用者1人当たり50万円

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
7	2,129	1,064,500	9	1,574	787,000	11	869	434,500	
8	3,817	1,908,500	10	1,066	533,000	12	558	279,000	
							計	10,013	5,006,500

VII-2 雇用維持奨励金

(1) 趣旨

目的：被災地を中心とした地域における雇用の安定を図るため、拡充された国の雇用調整助成金に上乗せして、事業主が講じた雇用維持のための措置に要した費用の一部を助成する。

事業年度：平成7年度～10年度

(2) 内容

■補助対象者

- ・災害救助法適用地域の事業所の事業主で、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主
- ・災害救助法適用地域内の親事業所の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた被災地外の下請事業主

■補助対象経費：平成7年4月1日から平成10年1月22日の間に雇用維持のために要した経費のうち、休業手当、教育訓練期間中の賃金、出向元負担賃金

■補助率：中小企業 1/8、大企業 1/9

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	
7	4,386	1,007,206	9	709	143,185	
8	2,713	456,214	10	54	8,725	
				計	7,862	1,615,330

VII-3 被災地しごと開発事業補助 (被災者就業支援事業)

(1) 趣旨

目的：中高年齢の被災者に対し、社会貢献度の高い事業の実施に伴う業務を新しい生きがい就業の機会として提供し、被災者の自立を支援する事業の支援及び登録者の希望に応じて民間企業での就職やシルバー人材センターでの就業等を促進する事業への支援を実施する。

事業年度：平成9年度～16年度

(2) 内容

■補助対象者

(財) 兵庫県勤労福祉協会

■補助対象事業

① 被災地しごと開発事業補助（平成9年度～13年度）

- ・中高年被災者に対して、社会貢献度の高い事業の実施に伴う軽易な業務を新しい就労機会として提供。また、登録者の希望に応じて民間企業での職場体験、シルバー人材センター又はコミュニティ・ビジネス等の就業体験、就業能力向上のための講習・職業訓練など就労、就業を促進するための事業を実施。

※従事対象者

- ① 震災により居住していた家屋が全壊（焼）した者、又は半壊（焼）し、かつ解体した者
 - ② 原則として45歳以上60歳未満の者
 - ③ 社会貢献事業への参加を通じて概ね3～5万円程度の報酬を求める者
 - ④ 現在、就労していない者
- ② 被災者就業支援事業（平成14年度～16年度）
- ・被災地しごと開発事業の登録者のほか就業支援を希望する中高年被災者に対し、自立支援推進員等による個別面談やキャリアカウンセリング、職場体験等の就職、就業を支援するための事業を実施

■補助額：定額

(3) 実績と成果

年度	件数	登録者数（年度末）	金額（千円）	年度	件数	登録者数（年度末）	金額（千円）
9	1	1,404	324,300	13	1	1,287	1,115,513
10	1	1,867	852,010	14	1	299	147,258
11	1	2,028	1,079,459	15	1	205	90,620
12	1	1,614	1,085,242	16	1	100	81,143
計					8	—	4,775,545

VII-4 被災地求職者企業委託特別訓練事業補助**(1) 趣旨**

目的：被災地の中高年齢の求職者の就労を促進するために実施される被災地求職者企業委託特別訓練等の経費を補助することにより、被災離職者の生活復興の促進を図る。

事業年度：平成9年度～12年度

(2) 内容

■補助対象者

兵庫県職業能力開発協会

■補助対象事業

① 被災地求職者企業委託特別訓練の実施

従来の特別訓練では就職が困難な者に対して、企業委託方式による特別訓練を実施する。

〔訓練対象者〕

- ア 45歳以上65歳未満の求職者
- イ 全壊又は半壊のり災証明を有する者

〔延べ定員〕150人

〔委託先〕企業・個人事業主

〔期間〕3か月（修了後さらに3か月延長可）

- ② 訓練受講手当の支給（雇用保険等援護措置のない者に支給）日額4,000円
（交通費を併せて支給）

■補助対象経費：訓練委託実施経費、訓練実施推進経費、企業等委託開拓推進経費、訓練受講手当

■補助率：10/10

(3) 実績と成果

年度	件数	参加者数	金額（千円）	年度	件数	参加者数	金額（千円）
9	1	115	17,251	11	1	106	29,846
10	1	137	19,928	12	1	53	18,659
				計	4	411	85,684

VIII. 新規成長事業者に対する支援

VIII-1 新産業構造拠点地区進出企業賃料補助

新産業構造拠点地区進出企業賃料補助

(1) 趣旨

目的：新産業構造拠点地区内の賃貸オフィスビルに進出する新規成長事業を行う事業者及び神戸起業ゾーン内の中核施設に進出する特定事業を行う事業者に対しオフィス賃料を助成することにより、新規成長産業の集積を促進し、被災地域の産業復興を図る。

事業年度：平成9年度～16年度

用語定義

用語	定義
新産業構造拠点地区	県の産業復興（推進）条例に基づき、新規成長事業の集積を図ることが適当として知事が指定した地区
新規成長事業	県の産業復興（推進）条例で定めた医療・福祉関連、生活文化関連、環境関連、情報・通信関連等の事業
神戸起業ゾーン	神戸市の神戸起業ゾーン条例に基づき、成長分野及び集客型産業分野の企業集積を図ることが適当として市長が指定した地区
中核施設	神戸市の神戸起業ゾーン条例第2条第3項第7号に該当する施設のうち、主として外国企業・外資系企業が入居する施設として、神戸市長が指定した施設
特定事業	①神戸市の神戸起業ゾーン条例で定めた生活文化関連、情報・通信関連、国際化関連、集客関連、物流関連分野等の事業 ②西宮市名塩ニュータウンにおける特定事業の立地促進に関する条例で定めた医療・福祉関連・環境関連、情報・通信関連、生活文化関連分野の事業 ③ひょうご情報公園都市における特定事業の立地促進に関する条例で定めた医療福祉関連、環境関連、情報・通信関連、生活文化関連、国際化関連分野の事業

(2) 内容

① 新産業構造拠点地区オフィス賃貸料補助事業

■補助対象者

新産業構造拠点地区の賃貸オフィスビルに入居し、新規成長事業を行う者

- 補助額：（平成 15 年度まで受付分） 500 円 / ㎡・月
 （平成 16 年度受付分） 2,500 円 / ㎡・月
 （新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業
 (P.138. VIII -4 参照) と併用する場合は 500 円 / ㎡・月)

■補助期間： 入居から 3 年以内

- 補助限度額：（平成 15 年度まで受付分） 100 万円 / 年
 （平成 16 年度受付分） 500 万円 / 年
 （新産業構造拠点地区形成促進助成金交付
 事業と併用する場合は 100 万円 / 年）

② 中核施設オフィス賃貸料補助事業

○新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業及び新産業構造拠点地区オフィス賃貸料補助事業の補助を 3 年間受けていた者で、引き続き中核施設に入居する事業者の場合

■補助額：1,000 円 / ㎡・月

■補助期間：入居後、4 年目以降の 3 年間

■補助限度額：（平成 15 年度まで受付分） 3,600 万円 / 年
 （平成 16 年度受付分） 500 万円 / 年

○新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業及び新産業構造拠点地区オフィス賃貸料補助事業の補助を受けている場合であって、その補助額が 1 ㎡・月当たり 1,000 円に満たない場合

■補助額：入居から 3 年間は、1 ㎡・月当たり 1,000 円に達するまでの額
 （4 年目以降、1,000 円 / ㎡・月）

■補助期間：6 年間

■補助限度額：（平成 15 年度まで受付分） 入居から 3 年目まで 3,100 万円 / 年
 入居から 4 年目以降 3,600 万円 / 年
 （平成 16 年度受付分） 500 万円 / 年

○上記に該当しない場合（県内の他市町からの移転は除く）

■補助額：1,000 円 / ㎡・月

■補助期間：6 年間（但し、平成 23 年 3 月 31 日までの賃貸料に限る）

■補助限度額：（平成 15 年度まで受付分） 3,600 万円 / 年
 （平成 16 年度受付分） 500 万円 / 年

(3) 実績と成果

年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)	年度	件数	金額 (千円)
9	0	0	14	125	77,512	19	54	69,135
10	22	15,046	15	154	105,202	20	11	39,057
11	33	19,231	16	189	155,318	21	5	4,026
12	42	24,590	17	148	195,402	22	1	1,015
13	73	46,982	18	94	146,225			
						計	951	898,741

新産業立地促進賃料補助

(1) 趣旨

目的：環境・エネルギー、健康・医療等、新産業分野の企業について、進出の際の初期投資を支援するため、オフィス賃借料を補助することにより、産学集積群（クラスター）の形成や地域産業の高度化等の促進を図り、被災地域における産業の一層の活性化を図る。

事業年度：平成22年度～27年度

(2) 内容

■補助対象者

（平成22年度～26年度受付分）

平成22年4月1日以後に、新産業創造拠点地区内又は産業集積促進地区内（いずれも阪神・淡路大震災による被災地域（10市10町）に限る。）の中核施設に賃貸借により入居し、新産業創造事業又は特定事業を行う者（事務所その他これに類する用途にのみ供する者を除く。）であって、次のいずれかの新産業分野に係る事業を行う者。

- ①健康・医療、②環境・エネルギー、③情報通信・エレクトロニクス、④ロボット（人工知能）、⑤ナノ

（平成27年度受付分～）

平成27年4月1日以後に、阪神・淡路大震災による被災地域（10市10町）内の中核施設に賃貸借により入居し、立地促進事業を行う中小企業者等（事務所その他これに類する用途にのみ供する者を除く。）であって、次のいずれかの新産業分野に係る事業を行う者。

- ①健康・医療、②環境・エネルギー、③情報通信・エレクトロニクス、④ロボット（人工知能）、⑤ナノ

■補助対象経費：オフィス賃借料

■補助率：1/2 以内

■補助額：1,500 円 / m²・月

■補助期間：入居から 36 か月以内

■補助限度額：200 万円 / 年

(3) 実績と成果

年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	年度	件数	金額（千円）	
22	22	11,030	25	70	60,636	28	46	38,578	
23	41	35,278	26	70	59,126	29	20	14,283	
24	53	51,447	27	62	55,282	30	9	4,865	
							計	393	330,525

用語定義

用語	定義
新産業創造拠点地区	県の産業集積条例に基づき、新産業創造事業の集積を図ることが適当として知事が指定した地区
産業集積促進地区	県の産業集積条例に基づき、特定事業の集積を図ることが適当として知事が指定した地区
中核施設	企業等の試験研究施設、展示施設又は事務所等に使用することを目的として建設された建物のうち、知事の認定を受けた施設

新産業創造事業	県の産業集積条例に定めた新産業創造拠点地区において行う医療・福祉関連、生活文化関連、環境関連、情報・通信関連、新製造技術・新素材関連、輸送・物流関連、国際化関連の事業
特定事業	県の産業集積条例に定めた産業集積促進地区において行う医療・福祉関連、生活文化関連、環境関連、情報・通信関連、新製造技術・新素材関連、輸送・物流関連、国際化関連の事業
立地促進事業	県の産業立地条例施行規則第2条第1項に定める事業。医療・福祉関連、生活文化関連、環境関連、情報・通信関連、新製造技術・新素材関連、輸送・物流関連、国際化関連、農林水産業関連の事業
中小企業者等	中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する会社、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人

VIII-2 新産業構造拠点地区中核的施設建設費補助・利子補給

(1) 趣旨

目的：新産業構造拠点地区の形成のために、市又は町によって制定された条例のなかで基盤性若しくは先導性を有するもの、又は大きな経済効果を及ぼす事業を行うものとして認定を受けた施設（認定中核施設）の早期整備を促進するために支援を行う。

事業年度：平成10年度～16年度

(2) 内容

① 補助金

■補助対象者

条例に定める認定中核施設整備事業者

■補助対象経費：認定中核施設に要する建設費等

■補助額：上記費用に5/100を乗じた額から、民活法の対象となる施設の建設費等の費用の一部を国及び地方公共団体が負担する場合、その負担された額の1/2を減じた額

② 利子補給

■利子補給対象者

条例に定める認定中核施設のうち民活法（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法）に認定された施設を除く施設の建設を行う認定中核施設整備事業者

■利子補給対象：認定中核施設に要する建築費等について兵庫県企業誘致促進資金融資を受けているもの（企業誘致促進資金融資の額と合わせて上限50億円）

■利子補給率：実際の借入金利と日本開発銀行の融資を受けた場合の金利との差で、かつ年1%までの額

(3) 実績と成果

支払実績なし

VIII-3 産業復興ベンチャーキャピタル制度

(1) 趣旨

目的：震災からの産業復興を図り、21世紀に向けて持続的に発展する新たな産業の創出を図るため、優れた技術力やアイデアを持って新たな事業を展開しようとするベンチャー企業や今後活躍が期待される女性起業家等に対して、株式投資等を中心とした資金供給を行うことにより、企業の創業・新事業展開を支援する。

事業年度：平成8年度～19年度

※総合経済・雇用対策の一環として、対象地域を全県に拡充するため、平成10年10月に復興基金事業から県出捐による一般事業へ移行

(2) 内容

■補助対象者

(財)兵庫県中小企業振興公社(現(公財)ひょうご産業活性化センター)

■補助対象事業

① 投資対象者

- ・被災地域内に本社機能その他活動拠点を有する企業等
- ・産業復興条例に基づく「新産業構造拠点地区」に進出する企業等(復興特別投資制度のみ)

② 投資事業の内容

a 復興特別投資制度

投資方法	内 容	限度額
単独投資	振興公社が単独で投資(株式、転換社債、ワラント債の引受)を行う。	1,000万円
協調投資	他の機関(協調機関)が投融资する場合に、振興公社も協調して投資を行う。(ただし協調機関と同額まで)	5,000万円
間接投資	振興公社が予め指定した特定のベンチャーキャピタル会社(特定VC)を通じて投資を行う。 (特定VCが行う投資額と同額を当該VCに預託する)	1億円
債務保証	金融機関が直接投資、間接投資と協調して無担保融資を行う場合及び特定VCが預託を受けて社債を引き受ける場合に、その債務の一部をセンターが保証する。 ・無担保融資の債務保証(保証割合:90%) ・社債の債務保証(保証割合:70%)	保証対象限度額 5,000万円 1億円

b 女性起業家等支援制度

投資方法	内 容	限度額
単独投資	株式会社の設立に際して、振興公社が設立新株を引き受ける。	500万円
債務保証	事業開始に際して、金融機関が無担保融資を行う場合にその債務を保証する(保証割合:100%)。	保証対象限度額 500万円

(3) 実績と成果

年度	件数	金額(千円)	年度	件数	金額(千円)	年度	件数	金額(千円)	
8	20	274,451	12	2	21,960	16	0	0	
9	26	302,921	13	1	25,851	17	0	0	
10	7	50,764	14	0	0	18	0	0	
11	3	76,368	15	0	0	19	0	0	
							計	59	752,315

VIII-4 新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業（特別会計事業）

(1) 趣旨

目的：新産業構造拠点地区に進出して新規成長事業を行う事業者に対しオフィス賃貸料及び進出調査費を助成することにより、新規成長産業の集積を促進し、被災地域の産業復興を図る。

事業年度：平成9年度～16年度

(2) 内容

■補助対象者

新産業構造拠点地区に進出して新規成長事業を行う事業者

■補助内容

① オフィス賃貸料補助

補助対象経費：オフィス賃貸料

補助額：2,000円/㎡・月（入居から3年間以内。限度額400万円/年）

② 進出調査事業補助

補助対象経費：進出に際して行う調査事業等に要する経費

補助率：1/4（補助限度額100万円。外国企業については150万円）

(3) 実績と成果

年度	件数	内訳		金額（千円）	年度	件数	内訳		金額（千円）
		賃料補助	進出調査				賃料補助	進出調査	
9	0	0	0	0	15	152	0	274,849	
10	24	22	2	62,184	16	148	0	271,589	
11	34	33	1	78,425	17	102	0	189,636	
12	42	42	0	98,360	18	65	0	116,787	
13	72	72	0	129,893	19	29	0	39,531	
14	125	123	2	199,035					
						計	793	5	1,460,289

用語定義

用語	定義
新産業構造拠点地区	県の産業集積条例に基づき、新規成長事業の集積を図ることが適当として知事が指定した地区
新規成長事業	県の産業集積条例で定めた医療・福祉関連、生活文化関連、環境関連、情報・通信関連、国際化関連等の事業